

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年11月29日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
73	11月29日(月) 午後5時～	<ol style="list-style-type: none"><li>市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)</li><li>12月1日以降の公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて 東京都が令和3年11月25日付で発表した「基本的対策徹底期間における対応」(別紙2)及び「都のレベル移行の目安」(別紙3)に準じて、別紙のとおり対応することとしました。(別紙4)</li><li>新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、接種の状況や1・2回目接種の継続実施、追加接種(3回目接種)など今後の対応等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙5)</li><li>新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針(第6弾)の検討について 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針第6弾について、①「地域医療と地域福祉事業にかかわる取り組み」②「市民生活と子育て世帯にかかわる取り組み」③「地域経済と地域事業者等にかかわる取り組み」④「コロナ禍における環境づくり支援等にかかわる取り組み」の4つの柱を軸として骨子案をまとめ、具体的取組事項についての整理していくことを確認しました。</li></ol>

令和3年11月30日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年11月29日（月）（午後5時～）に、第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

## 記

## 【決定等事項】

## ○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

## ○ 12月1日以降の公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて

東京都が令和3年11月25日付で発表した「基本的対策徹底期間における対応」（別紙2）及び「都のレベル移行の目安」（別紙3）に準じて、別紙のとおり対応することとしました。（別紙4）

## ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、接種の状況や1・2回目接種の継続実施、追加接種（3回目接種）など今後の対応等に関して別紙のとおり報告がありました。（別紙5）

## ○ 新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針（第6弾）の検討について

新型コロナウイルス感染症対策立川市緊急対応方針第6弾について、①「地域医療と地域福祉事業にかかわる取り組み」②「市民生活と子育て世帯にかかわる取り組み」③「地域経済と地域事業者等にかかわる取り組み」④「コロナ禍における環境づくり支援等にかかわる取り組み」の4つの柱を軸として骨子案をまとめ、具体的取組事項についての整理していくことを確認しました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

別紙1

【令和3年11月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
新たな患者数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0				
患者数の累計	3242	3242	3242	3242	3242	3244	3244	3244	3244	3244	3244	3244	3245	3245	3246	3246	3246	3246	3246	3246	3246	3247	3247	3248	3248	3248				
退院等患者数の累計	3238	3239	3239	3239	3239	3241	3242	3242	3242	3242	3242	3242	3242	3243	3243	3243	3244	3245	3245	3245	3245	3245	3245	3245	3245	3245				
入院・療養中の患者数	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	2	3	3	2	1	1	1	1	2	2	3	3	3				

【令和3年10月】

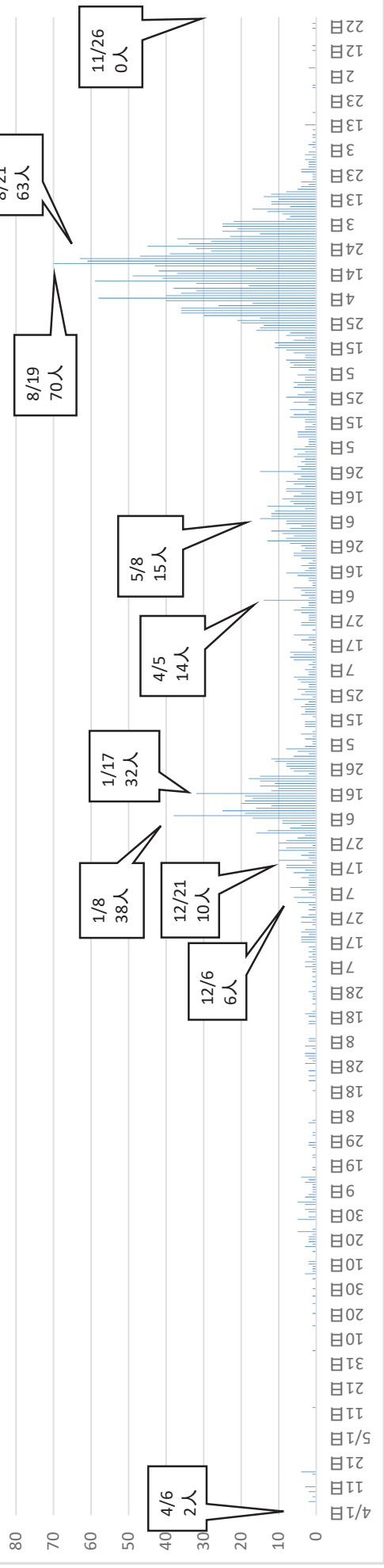
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
新たな患者数	1	3	2	0	1	2	1	0	1	1	0	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
患者数の累計	3224	3227	3229	3229	3230	3232	3233	3233	3234	3235	3235	3236	3236	3239	3239	3239	3239	3239	3240	3240	3240	3240	3240	3240	3240	3240	3240	3240	3241	3242	3242
退院等患者数の累計	3175	3178	3187	3190	3194	3202	3205	3209	3210	3212	3213	3214	3214	3215	3222	3231	3231	3231	3236	3237	3237	3237	3237	3236	3237	3237	3237	3237	3237	3237	3237
入院・療養中の患者数	49	49	42	39	36	30	28	24	24	23	22	22	22	24	17	8	8	8	4	3	3	3	3	4	3	3	3	4	5	5	

【令和3年9月】

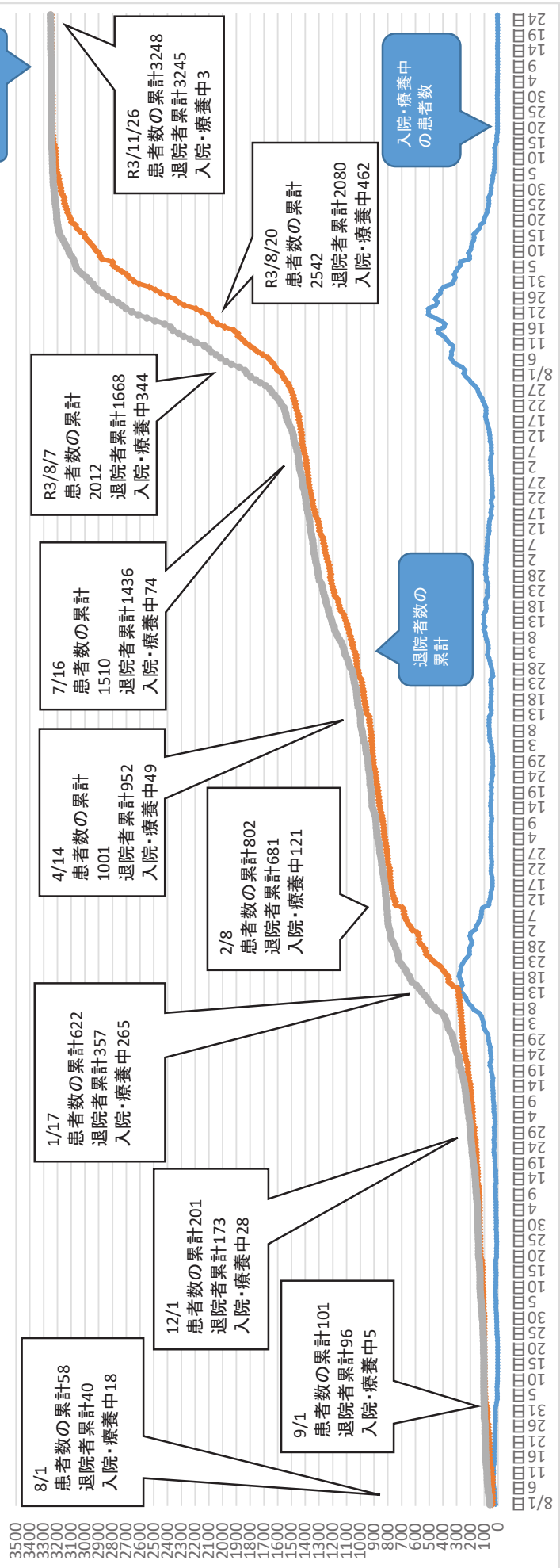
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
新たな患者数	25	21	25	25	22	8	7	9	13	17	7	12	12	10	14	12	8	5	4	2	4	1	1	1	4	4	2	2	2	3
患者数の累計	2966	2987	3012	3037	3059	3067	3074	3083	3096	3113	3120	3132	3144	3154	3168	3180	3188	3193	3197	3199	3203	3204	3205	3206	3210	3216	3218	3220	3223	
退院等患者数の累計	2647	2678	2694	2731	2766	2796	2798	2877	2890	2899	2923	2938	2956	2978	2996	3004	3036	3058	3068	3096	3101	3114	3124	3130	3141	3148	3150	3150	3165	3173
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	271	276	206	206	214	197	194	188	176	172	176	152	135	129	103	102	90	81	76	69	66	66	55	50	

※10月29日に東京都から「新型コロナウイルス感染症患者の算定数の修正」の発表があり、8月分に8名の追加をしている関係で累計数が前回の資料より変更になっています。

### 感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R3年11月



### 感染者数(累計、退院等者数、入院・療養中者数) R2年8月～R3年11月



# 基本的対策徹底期間における対応

令和3年11月25日

東京都

# 1. 基本的対策徹底期間における対応

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年12月1日（水曜日）0時から、都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

### ①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼 等

### ②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請  
（新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項）等

## 2. 都民向けの協力依頼

---

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</li><li>・ 年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和3年12月1日（水）0時から令和4年1月16日（日）24時まで同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう協力を依頼</li><li>・ 9人以上とする場合には、TOKYOワクシヨン又は他の接種証明書等を活用することを推奨</li><li>・ 認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</li><li>・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼</li><li>・ 酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"><li>● カラオケ設備を提供している店舗</li><li>・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li><li>● 上記の店舗に共通の要請</li><li>・ 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul>



### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応	
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な感染防止策の実施</li><li>・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li><li>・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li><li>・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li></ul></li></ul>	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等		
大学等 (第3号)	大学 等		

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模		施設の収容定員（※2）	
イベント類型	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしのイベントの場合（※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声ありのイベントの場合（※1）		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 → 収容定員まで可	
収容定員の半分まで可			

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント  
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
  - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
  - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクシヨン又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

## (4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

# 都のレベル移行の目安

レベル分類	病床の状況	新規陽性者数 ※7日間平均
レベル1 (維持すべき)	現在の状況	
レベル2 (警戒を強化)	3週間後の病床使用率が、 確保病床数 (6,891床) の約20%に到達	500人を目安
レベル2.5 (都独自)	—	700人を目安
レベル3 (対策を強化)	3週間後に必要とされる病床が 確保病床数 (6,891床) に到達、又は 病床使用率や重症用病床 (503床) 使用率が50%超 <small>※国基準</small>	3週間後に左記の水準に 到達する新規陽性者数
レベル4 (避けたい)	確保病床数を超えた数の入院が必要	

## 基本的対策徹底期間(12月1日以降)の公共施設等利用に関する一覧表

施設名称	12月1日から都が「レベル1」(※)の状況にある間対応
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	<p>利用制限を原則解除 (各施設で講じる感染防止策にご協力ください)</p>
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	
旧若葉小学校	
歴史民俗資料館	
古民家園	
女性総合センターアイム	
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	
たちかわ創造舎	
学校施設の貸出(教室)	
たまがわみらいパーク	
清掃工場の付帯施設	
学習館	
学習等供用施設	
西砂リサイクルショップ	
福祉会館	
立川競輪場	
児童館	
図書館	
八ヶ岳山荘	

・施設の利用にあたっては、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染症対策の徹底にご協力ください。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「基本的対策徹底期間における対応」3. 事業者向けの協力依頼等(3)イベントの開催制限に準じることとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

※くわしくは別紙3「都のレベル移行の目安」を参照してください。

## 新型コロナウイルスワクチン接種について

### 1 接種状況

#### (1) 接種実績（年齢別） ※11月29日（月）現在

年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
90～	2,667	2,374	89.0%	2,348	88.0%
80～89	11,921	11,161	93.6%	11,061	92.8%
70～79	21,279	19,487	91.6%	19,355	91.0%
65～69	9,669	8,494	87.8%	8,416	87.0%
60～64	9,340	8,477	90.8%	8,355	89.5%
50～59	26,304	23,298	88.6%	22,829	86.8%
40～49	28,494	23,685	83.1%	23,065	80.9%
30～39	22,911	18,124	79.1%	17,200	75.1%
20～29	22,140	16,726	75.5%	15,567	70.3%
12～19	12,490	9,738	78.0%	9,085	72.7%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいたデータで、実際の数とは1週間程度のタイムラグがある。

#### (2) 接種実績（階層別） ※11月29日（月）現在

年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
65～	45,536	41,516	91.2%	41,180	90.4%
0～64	139,125	100,048	71.9%	96,101	69.1%
12～64	121,679	100,048	82.2%	96,101	79.0%
12～	167,215	141,564	84.7%	137,281	82.1%
人口	184,661	141,564	76.7%	137,281	74.3%

※対象者数は、令和3年4月1日現在の人口数（※64歳以下に0～11歳を含む）

### 2 1・2回目接種（初回接種）の継続実施について

令和3年11月16日の厚生労働省発第1116第5号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）の一部改正について」に基づき、1・2回目の接種が完了していない者へ接種機会を継続して確保する。

#### (1) 実施期間

令和3年2月17日～令和4年9月30日（令和4年2月28日期限を延長）

※新型コロナワクチンの臨時接種実施期間が終了するまで1・2回接種を継続実施する。

#### (2) 接種医療機関体制

令和3年12月以降、拠点性を考慮し市内6医療機関において、1・2回目の接種を実施する。接種予約枠は、月500枠を予定。予約枠に不足のある場合は再調整を行う。

#### (3) 周知・啓発

市ホームページに概要を掲載済。なお、未接種者約26,000名を対象に、1・2回目接種の継続実施について、案内（はがき）を郵送する。

#### (4) 予約・受付

市コールセンターにおいて電話による受付を実施。また、12月1日より、インターネット予約受付を再開する。

### (5) 集団接種

11月期は、女性総合センター及び多摩信用金庫において夜間の集団接種を実施した。

### (6) その他

追加接種（3回目接種）の開始に合わせ、12月より1・2回目（初回接種）に利用する予診票様式が変更された。接種医療機関にあらかじめ配布し、接種時に記載を依頼する。

## 3 追加接種（3回目接種）

新型コロナウイルスワクチン接種を2回接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することから、2回の接種を終了した者のうち、原則8か月以上経過した者を対象に、12月以降1回追加接種を開始する。

### (1) 接種数予測及びワクチン配送時期

ワクチン数は、1・2回目の接種時とは異なり、VRS（ワクチン接種記録システム）およびV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）等を通じて国・及び東京都が決定し、立川市に納品されるため、必要なワクチン数を要求することはできない。なお、ファイザー社のワクチンは不足しているため、1・2回目の接種時の余剰ワクチンとなっている武田/モデルナ社のワクチンを全国の自治体に配分することが決定されている。

《参考》追加接種に係る立川市へのワクチン供給量及び供給日程（案）

クール	第1クール		第2クール	第3クール	第4クール
追加接種開始時期	R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	R4.4月
2回目接種時期	R3.3・4月	R3.5月	R3.6月	R3.7月	R3.8月
対象人数想定	1,000人	4,500人	29,000人	24,000人	38,000人
供給量	ファイザー社	約7,000人分	17,000人分	12,000人分	未定
	モデルナ社	—	24,000人分		
配送時期	11/22の週		12月～1月	未定	未定

※ファイザー社とモデルナ社のクールはそれぞれ設定されており、モデルナ社24,000人分のワクチンは第1クールに位置づけられている。

### (2) 接種券の送付について

1・2回目の接種記録（接種年月日・ワクチンメーカー・Lot No）を印字した「接種券一体型予診票」を2回目接種日から原則8か月を経過する方へ段階的に接種券を送付する。

### (3) 接種開始時期について

- ・医療従事者・・・令和3年12月から接種開始予定
- ・市民・・・・・・・・令和4年2月から接種開始予定（高齢者施設入所者は1月開始予定）

### (4) 接種医療機関及び接種予約受付について

令和4年2月より医療機関において接種する体制を調整中。また、集団による接種も調整中。予約は、市コールセンター及びインターネットによる受付を予定。

### (5) 接種体制構築について

ファイザー社及びモデルナ社のワクチンを併用しなければならないため、会場毎の利用ワクチン種別など、接種体制を再構築する必要がある。